

国民健康保険

お問合せ
国保年金課国保係

～ 平成27年 1月 から ～

70歳未満の方の「高額療養費」 の所得区分と自己負担限度額 が変わります

【高額療養費とは】

同じ人が、同じ月内に一医療機関に支払った自己負担額が下表の限度額を超えた場合、その超えた分が高額療養費として支給されます。限度額適用認定証（住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を提示することにより、外来・入院とも個人単位で一医療機関の窓口での支払いは限度額までとなります。

【新たに所得区分と自己負担限度額が細分化されます】

平成27年 1月 から所得区分を 5 段階に細分化し、それぞれの所得に応じた負担になるよう限度額が変更される予定です。現行の区分と新たな区分、それに伴う自己負担限度額は下表をご覧ください。

● 現在の自己負担限度額(月額)の区分

区 分	区分の要件	過去12カ月以内に同一世帯で高額療養費の支給を受けた回数が	
		3 回目まで	4 回目以降
上位所得者 (A)	所得が600万円を超える世帯に属する	150,000円 + 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	83,400円
一般 (B)	所得が600万円以内の世帯で住民税課税世帯に属する	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
住民税 非課税世帯 (C)	同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する	35,400円	24,600円

※所得とは、国民健康保険税の算定の基礎となる「基礎控除後の総所得金額等」のことをいいます。
※所得の申告がないと上位所得者とみなされます。

● 平成27年 1月からの自己負担限度額(月額)の区分

区 分	区分の要件	過去12カ月以内に同一世帯で高額療養費の支給を受けた回数が	
		3 回目まで	4 回目以降
(ア)	所得が901万円を超える世帯に属する	252,600円 + 医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	140,100円
(イ)	所得が600万円を超え901万円以下の世帯に属する	167,400円 + 医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	93,000円
(ウ)	所得が210万円を超え600万円以下の世帯に属する	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
(エ)	所得が210万円以下の世帯に属する ※(オ)を除く。	57,600円	44,400円
(オ)	同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する	35,400円	24,600円

【限度額適用認定証の交付を受けるときの注意点】

「限度額適用認定証」の交付を受けるには、役場国保年金課窓口にて申請いただくことが必要です。
※国民健康保険税に滞納がない方が交付の対象となります。